

法改正情報

令和4年12月12日更新

近年の工事費の上昇を踏まえ、**金額要件の見直し**により、下記の金額が変更されました。

建設業法施行令の一部を改正する政令

令和5年1月1日施行

	改正前	改正後
特定建設業の許可・監理技術者の配置・施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限	4000万円 (6000万円)	4500万円 (7000万円)
主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限	3500万円 (7000万円)	4000万円 (8000万円)
特定専門工事の下請代金額の上限	3500万円	4000万円

() 建築一式工事